

穂波園指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重 要 事 項 説 明 書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、徳島県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）および事業所の概要

・事業者(法人)の名称	社 会 福 祉 法 人	ル ミ エ ー ル
・設立年月日	平 成 4 年 3 月 23 日	
・主たる所在地	〒779-0104	徳島県板野郡板野町吹田字西山 68 番地 10
・電話番号／連絡先	T E L 088-672-5577	F A X 088-672-5611
・代表者(職名・氏名)	理 事 長	藤 岡 裕 子
・サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
・施設の名称	穂波園指定短期入所生活介護事業所	
・開所年月日	平 成 9 年 4 月 1 日	
・施設概要	建物面積 1982.5 m ² (1階 1,055.6 m ² 、2階 926.9 m ²)	
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根鋼板葺 2階建て	
設 備	居室(個室、2人部屋、4人部屋)	
・所在地／連絡先	同 上	
・最新指定年月日	令 和 2 年 4 月 1 日	
・事業所番号	3 6 7 1 5 0 0 0 8 4	
・事業所の職員体制		
管 理 者	常勤 1名(兼任)	所 長 横 山 美 千 代
生活相談員	常勤 1名	
看護職員	常勤 3名 非常勤 2名	
介護職員	常勤 17名 非常勤 5名	
機能訓練指導員	非常勤 1名	
栄養士	常勤 1名(兼務)	
・利用定員	10 名	
・通常の送迎の実施地域	徳島市 鳴門市 板野郡	
・グループ内事業	1.介護保険事業	
	・穂波園指定通所介護事業所	
	・穂波園指定訪問介護事業所	
	・穂波園指定居宅介護支援事業所	
	2.介護保険外の事業	
	板野町高齢者在宅生活支援事業所	
	3.地域貢献事業	

1. 事業の目的と運営の方針

1) 事業の目的

要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護保険給付サービス及びその他のサービスを提供することを目的とします。

2) サービスの方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、つぎの事項を遵守し、適切なサービスの提供に努めます。

- (1) 正しく、優しい介護
- (2) マニュアル、BCPに基づく災害、事故への的確な対応
- (3) 感染症の防止と的確な処置
- (4) 苦情に対する適正な対応
- (5) 虐待、身体拘束、ハラスメントの禁止
- (6) プライバシー、個人情報の保護
- (7) 地域との連携

2. サービスの内容

事業者が設置する事業所において、利用者は介護保険給付サービスとして、施設の介護支援専門員の作成した支援計画に基づき、次の各号のサービスを受けることができます。このサービスにより利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図ります。

- (1) 入浴、排せつ、おむつの取替、着替え等の介護サービス
- (2) 食事の提供及び栄養管理
- (3) 機能回復訓練及びレクリエーション行事
- (4) 健康管理
- (5) 口腔衛生の管理
- (6) 相談及び援助

また、利用者は、介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスも受けることができます。

- (1) 特別な食事の提供
- (2) その他生活サービス

3. 営業時間及びサービス提供の担当者

サービス提供時間については、利用入所時から年中無休で24時間となりますが、窓口等の対応時間は、つぎのとおりです。

区分	日曜日～土曜日	摘要
窓口営業時間	8時30分から17時30分	緊急時の対応は可能な限り利用できるよう柔軟に対応します
夜間対応時間	19時00分から翌日7時00分	

なお、利用者へのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 大塚 紋
管理責任者の氏名	管理者 穂波園施設長 横山 美千代

4. 利用料 及び支払い方法等

施設において提供されるサービスについての基本料金は、介護報酬告示上の額であって、別紙1の表の通りです。利用者負担は、原則として介護保険負担割合証に準ずる料金をお支払いいただきます。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第21号）によっております。

2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額をお支払いいただきます。

各号の額は別途定めるとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居住に要する費用
- (3) 特別な居室の提供に要する費用
- (4) 特別な食事の提供に要する費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提出される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収いたします。

3 支払い方法 上記(1)から(4)までの利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので、口座引き落としにてお支払いください。

5. 緊急時における対応方法 サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行うとともに、本施設の嘱託医の協力支援を仰ぐ等必要な措置を講じます。

協力医療機関	とくしま医療センター東病院 徳島県鳴門病院
嘱託医	須見医院 須見 昌輝 博愛クリニック 真鍋 周二

6. 事故発生時の対応 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や虐待等相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

特別養護老人ホーム穂波園 相談窓口	電話番号	(088) 672-5577	
	FAX番号	(088) 672-5611	
	総括	苦情解決及び虐待防止責任者	施設長
	総括補佐	苦情解決 及び虐待防止副責任者	生活相談員 介護主任
	対応時間	月曜日から土曜日の8時30分から17時30分迄	

*ただし、電話相談については、日曜日でも併設の穂波園でも受け付けは可能ですが、受付の窓口対応となります

- (2) 契約者及びその家族は、法人が委任した第三者委員又は行政機関に直接苦情を申出ることができます。

社会福祉法人ルミエール 苦情解決第三者委員

林 祐次郎	電話番号	088-672-0488
連記 富子	電話番号	090-1328-4974

公的機関においても苦情申出等ができます。

板野町役場 福祉保健課 徳島県国民健康	所在地	板野郡板野町吹田字町南22
	電話番号	電話 (088)672-5986
	FAX番号	FAX (088) 624-0961
	対応時間	8時00分から17時15分迄
徳島県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	所在地	徳島県徳島市川内町平石若松78番地1
	電話番号	電話 (088) 665-7205(直通)
	FAX番号	FAX (088) 666-0228

介護保険課	対応時間	9時00分から17時00分迄
徳島県運営適正化 委員会(徳島県社会 福祉協議会内)	所在地	徳島市中昭和町1-2 総合福祉センター内
	電話番号	電話 (088) 611-9988
	FAX番号	FAX (088) 611-9995
	対応時間	8時30分から17時15分迄